

函 福 管

令和5年(2023年)10月23日

民生常任委員会委員 様

保 健 福 祉 部 長

参考資料の配付について

このことについて、下記の資料を別添のとおり配付いたします。

記

- 1 指定居宅介護支援事業者の指定の効力停止処分差止め請求事件等について
- 2 自立支援医療費（精神通院医療）に係る所得区分の誤判定について

(保健福祉部指導監査課)  
(保健福祉部障がい保健福祉課)

# 指定居宅介護支援事業者の指定の効力停止処分差止め請求事件等について

## 1 事件名

- (1) 指定居宅介護支援事業者の指定の効力停止処分差止め請求事件
- (2) 仮の差止め申立事件

## 2 原告および申立人

函館市内に所在する居宅介護支援事業者

## 3 被告および相手方

函館市

代表者 函館市長 大泉 潤

## 4 請求および申立ての趣旨

### (1) 請求の趣旨

ア 被告は、原告に対し、介護保険法第84条第1項に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の全部または一部の効力停止処分をしてはならない。

イ 訴訟費用は被告の負担とする。

との裁判を求める。

### (2) 申立ての趣旨

ア 相手方は、申立人に対し、本案判決が確定するまで、介護保険法第84条第1項に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の全部または一部の効力停止処分をしてはならない。

イ 申立費用は相手方の負担とする。

との裁判を求める。

## 5 経過

令和5年に市が実施した居宅介護支援事業者に対する実地指導および監査において、不正請求の事実が認められたことから、同事業者に対する行政処分を予定していたところ、同事業者から函館地方裁判所に当該処分の差止めの訴えの提起および仮の差止めの申立てがなされたもの。

## 6 今後の予定

- 1 (1)および(2)の事件について応訴等することとした。

## 自立支援医療費（精神通院医療）に係る所得区分の誤判定について

### 1 事案の概要

精神通院医療を受ける方の自己負担を軽減するための公費負担医療制度である自立支援医療費（精神通院医療）は、国が定めた、自立支援医療費（精神通院医療）支給認定実施要綱に基づき本市が申請を受理し、自己負担上限月額の設定に必要な所得区分の判定を行い申請書類を北海道に進達し、北海道から申請者に受給者証が交付されているが、本市が所得区分の判定を誤った結果、一部の受給者について、本来の自己負担上限月額より低い額の受給者証が交付されていたもの。

### 2 誤判定の内容

「住宅借入金等特別税額控除」およびふるさと納税等の寄附金に対する「寄附金税額控除」について、控除前の市町村民税額（所得割）により算定すべきところ、控除後の額により算定されていた。

### 3 誤判定のあった期間および対象者

「住宅借入金等特別税額控除」およびふるさと納税等の寄附金に対する「寄附金税額控除」について、それぞれ控除前の市町村民税額（所得割）により算定することが適用された次の期日以降の期間に係るもののうち、市が記録を保管している者61人分

- ・住宅借入金等特別税額控除 平成20年(2008年)7月1日
- ・寄附金税額控除 平成21年(2009年)7月1日

### 4 原因

所得区分の判定における控除の取り扱いについて、制度改正時および日常業務における確認が不十分であったため。

### 5 今後の対応と再発防止策

今後の対応については、対象者に説明および謝罪するとともに、誤った自己負担上限月額が記載された有効期間内の受給者証を交付されている17人については、正しい額を記載した受給者証を交付する。

なお、自己負担額が過小となっていたことによる遡及徴収は行わないことを北海道に確認している。

また、再発防止策については、所得区分の判定が適正に行われるよう国の実施要綱および通知等の確認を徹底するほか、判定業務におけるチェック体制や事務引き継ぎ手法の見直しを図り、再発防止に努める。